

平成25年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成25年3月26日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1	議案第39号	平成24年度大竹市一般会計補正予算（第6号）	（原案可決） 総 務 文 教
第 2	議案第38号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	（原案可決） 生 活 環 境
第 3	議案第 1号	平成25年度大竹市一般会計予算	（原案可決） 予 算 特 別
第 4	議案第 2号	平成25年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 5	議案第 3号	平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 4号	平成25年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 7	議案第 5号	平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算	
第 8	議案第 6号	平成25年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 9	議案第 7号	平成25年度大竹市介護保険特別会計予算	
第10	議案第 8号	平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第11	議案第 9号	平成25年度大竹市水道事業会計予算	
第12	議案第10号	平成25年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第13	議案第11号	平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算	（原案可決）
第14	議案第40号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決

○会議に付した事件

- 日程第 1 議案第39号（報告・表決）
- 日程第 2 議案第38号（報告・表決）
- 日程第 3 議案第 1号から日程第13 議案第11号（報告・表決）
- 日程第14 議案第40号（説明・表決）

○出席議員（16人）

1番	西 川 健 三	2番	大 井 渉
3番	網 谷 芳 孝	4番	藤 井 馨
5番	乃 美 晴 一	6番	児 玉 朋 也
7番	北 林 隆	8番	山 崎 年 一
9番	細 川 雅 子	10番	日 域 究
11番	上 野 克 己	12番	寺 岡 公 章
13番	原 田 博	14番	二階堂 博
15番	田 中 実 穂	16番	山 本 孝 三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

+

市長
副市長
教育部長
総務企画部長
市民生活部長兼
福祉事務所長
都市環境部長
上下水道局長
消防長
総務課長兼任選挙
管理委員会事務局長
企画財政課長
地域振興課長兼任
農業委員会事務局長
福祉課長
監理課長
上下水道局業務課長
総務学事課長

入山欣郎
大原豊
西尾裕次
太田勲男
塩田小百合

長谷川寿男
北地範久
賀屋幸治
西岡靖

政岡修
中川英也

米中和成
青森浩
重本隆男
小西啓二

正木丈治
三浦暁雄

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

+

+

+

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。
定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番、乃美晴一議員、  
6番、児玉朋也議員を指名いたします。  
本日の議事日程、議案審査報告についてを議席に配付しておきましたが、配付漏れはあ  
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。  
これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第39号 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第6号）

○議長（西川健三） 日程第1、議案第39号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第6号）
を議題といたします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。
総務文教委員長、細川雅子議員。

+

総務文教委員会議案審査報告書

平成25年3月11日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記
のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|------------------------|---------|
| 議案第39号 | 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第6号） | 原 案 可 決 |

平成25年3月11日
大竹市議会議長 西川 健三 様

総務文教委員長 細川 雅子

〔総務文教委員長 細川雅子議員 登壇〕

○総務文教委員長（細川雅子） おはようございます。
去る3月11日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件
につきましては、同日委員会を開催し審査を行いましたので、その概要並びに結果につい
て御報告申し上げます。
議案第39号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第6号）でございますが、本件では、
「裁判の経過とともに弁護士費用などの関連経費の増加が予想される。現時点で総額をど

の程度と認識しているのか伺う」との質疑に対し、「現時点において訴状が届いていないので、新聞報道及び住民監査請求の内容から想定すると、損害賠償請求額は3億6,300万円と考えている。この請求額から弁護士費用を見積もると、約2,400万円かかると考えられる。今回の補正で計上した100万円は裁判に向けた事前準備に必要な費用として手付金という位置づけで計上したものである」との答弁がございました。

次に、「残りの2,300万円の費用はいつ、どのような形で予算計上されるのか伺う」との質疑に対し、「訴状が届いた時点で再度協議することになる。しかるべき時期に補正予算をお願いしたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「以前の廃プラスチックの裁判では費用が幾らかかったのか」との質疑に対し、「弁護士費用として100万円である」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、大井議員。

○2番（大井 渉） 本件につきまして、質問させていただきます。

補正額は弁護士費用の100万ということでございましたけど、総額で2,400万円と。そのうちの今回は手付金と当日言われたと思うんですが、正式には着手金の誤りであろうと思ってます。その2,400万円の根拠につきまして今委員長が報告されましたけど、残りの2,300万円はしかるべきにその補正を組ませていただきたいと。この2,400万円の根拠。それから100万円の補正をした根拠。いろいろ私も複数の弁護士から聞きましたら、当然見積もり等を取り、それからその見積もりの内容につきましては労力、それから弁護士の時間、それから裁判内容、こういうものを考慮して決めるということです。

それから2,400万を出された根拠でございますけど、これは弁護士の報酬規定というのが廃止されております。2004年4月1日でございます。なぜこれを廃止されたかと申しますと、公正取引委員会からこういう談合的な決まり切った金額を日弁連あるいは全国弁護士会で決めることは違法だということで廃止になったわけでございます。ですから現在、積算根拠というものはまだ訴状も見えていない段階でわからないはずです。なぜ2,400万円の中の100万円なのか、その辺を詳しくお尋ね申し上げたいと思いますし、そういう見積書、そういうものを見ておられるかどうかをお尋ね申し上げます。以上です。

○議長（西川健三） 9番、細川委員長。

○総務文教委員長（細川雅子） 委員長報告でも申し上げたとおり、請求額より弁護士費用を見積もると2,400万円。100万円については事前準備に必要な費用としてといった執行部からの答弁でございました。以上です。

○議長（西川健三） 2番、大井議員。

○2番（大井 渉） ということは、2,400万円の根拠、あるいは100万円の着手金の根拠と

いうものは見ておられないということですね。それでいいです。わかりました。見てなくて進められたというように解釈させていただきます。以上で終わります。

○議長（西川健三） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、大井議員。

○2番（大井 渉） 私は今質疑で申し上げましたように、反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの質疑の中で申し上げましたが、裁判総費用2,400万円のうち、今回は手付金という言葉が使われましたけど、委員会ではそういう説明がありました。前回の廃プラ裁判では総裁判費用が100万円です。なぜ24倍にもなったのか。今回の100万円にしても正式には着手金ですが、その根拠。当然議会に上程したのですから、見積書などももらっておられるはずだと思います。なぜ、正式な委員会に見積書が提出されないのか。訴状も見えないものが、なぜ2,400万円という金額をはじき出したのか。多分、費用は日弁連で決まったもので計算されたのでしょうか、佐賀県の武雄市などの裁判費用では弁護士との協議で着手金は4千数百万円が1千数百万円に下げられています。3,000万円も下げられています。言われたとおりを払うというのは勉強不足も甚だしいのではないかと思います。

日本弁護士連合会、略して日弁連では着手金などの費用を決めていたので公正取引委員会の指導があり廃止されています。今は完全に自由でございます。市民の大事な税金です。正式な見積書を複数とり、正式な委員会に見せるのが開かれた行政や議会の姿ではないかと思っております。そんなものも我々が見ないで、はいわかりましたという賛成は非常に難しいと私は考えております。

あげくの果てには我々議員5名を民事で提訴するとの発言は非常に無神経な程度の低い発言であると思っております。行政訴訟と民事訴訟が同時並行で行われることは、まず考えられません。もし、我々が勝訴した場合どうするのですか。それでも提訴されるのですか。全国版で話題になり、多くのマスコミ報道もされることでしょうか。行政訴訟は約1年と私は聞いております。判決も出ていない。訴状も見えていない段階で、総額2,400万円とは無責任きわまりない金額だと思っております。そのときにはちゃんとした議論をさせていただきたいと思ひますし、この議事録がちゃんと残るということでございますので、この補正予算に対しましては反対の立場で討論をさせていただきました。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 私も100万円の訴訟費用を市民の税金を使って、行政みずからが自己弁護するようなことをやるべきではないというふうに思っております。その理由は、本来議会に対して市長が執行しようとする事業なり議案について、それに十分な審議なり、審

議に必要な資料なり、オープンにして最大限、議員の判断の及ぶような、また審議が深められるような必要資料を議案とともに提出するのが、これが私は基本だと思うんです。ところが今回の行政訴訟に至った議決の経過なり、監査委員会の監査のあり方なり、大いに私は疑問に思ってる点が多々あるんです。それで、大願寺の不動産業者に販売をした価格を議会が議決した後に、我々の同僚議員を含めて疑問に思うところをもっと深く理解したいという立場からいろんな必要資料を開示請求で求めています。私が知る範囲でも鑑定評価の評価書。それから、庁内に設置される不動産審議会の議事録。それから売払い事業実施選定委員会の議事録。それから最低売却価格の公表、価格の決定の時期とその価格。それからプロポーザル方式による公募をして、結局プロポーザル方式に至った経緯。これは全部議決が終わってからの資料なんです。しかも、議員のほうから情報公開条例に基づいて、開示請求をして初めて目にした資料なんです。こういう資料は当然全員協議会の場もあったし、議案が上程されて所掌の委員会に議案が付託されて委員会の審議がされた、そのときに提出されてしかるべきこれは資料だと思うんです。

適正な価格でない価格で処分する、その理由を我々は審議の過程で十分理解もし、その根拠についての客観性を判断をする役目を持っているわけですが、それに耐えられるような資料は出てないんですから。こういう経過を考えると、まず私は行政側がその辺のことを十分考えるべきじゃないかと思うんです。

大竹市の場合、この行政訴訟に持ち込まれた例が過去に2件あります。1件は、地方自治法、地方税法に違反をした特定企業との契約に基づく固定資産税等の減免措置を続けておったという事案です。このときも議会に対しての説明は適法ではないが、違法ではないという説明を繰り返してきたんです。市民団体が行政訴訟を起こした途端に、あれは税法や自治法に照らして間違いだったということで減免をしてきた固定資産税5年間遡及して3,700万円納付してもらったという事例もあります。

このときの監査委員の監査の回答は、何ら違法性はないという回答をしているんです。それから、最近では例の廃プラ問題、これも監査請求をしたら何ら違法性はない。ところが、あのときにも行政側の説明の中には、契約を結ぶ前に相手の処理をしてもらう企業の調査をしたんかということについても答弁はせん、説明はしない。その金額的にいえば、あれは市長じゃなしに助役の裁量権の範囲でやったんだ。別に問題はないんだと。こういうことの繰り返しをしたんですよ、答弁は。

議会に対して、まともに審議できるような資料の提出もしない。説明もしない。とうとうはみずからの弁護のためのあれこれのこそくな手段を用いるというふうなことで司法の手にかかればそういうことでいけませんという判決が出ると。だから、私は監査委員会の役割はどこにあるんかということにも大いに疑問だし、こういう裁判が出てくれば今度はまた市民の負担でみずからを弁護するようなことを繰り返したんじゃないかと思うんです。だから、みずからまず今回の件にしても議会に対して審議を深めるのに必要な資料、審査にたえられる必要資料を提出した上で結論を得たのかどうかということを、まず反省してもらいたい。そこからが行政、議会、市民との関係での信頼を築く第一歩だと。こういうふうに私は思うんです。そういうことで二重三重に市民に負担をさせるようなことで自

己弁護をやるようなことは私としては納得できない。こういうことで本議案には反対をします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

10番、日域議員。

○10番（日域 究） 私は委員会で賛成しましたので賛成討論させていただきます。

きのうといいますか、きょうの新聞のトップニュースは平口さんの選挙区と岸田さんの選挙区の無効でしたか、あの判決を出した裁判官、この前、呉市の大崎下島だったかな。呉市の土地売却について二審で買い戻せっていう判決を下した裁判官でした。やっぱり日本は三権分立ですから、この行政の段階で何かトラブルったら、私は裁判の場で決めてもらうのがいいんじゃないかなという気がいたします。

もちろん、この前の答弁の中にありました。さっきの委員長報告にありましたけど、とんでもないことを言ってほしくないなと思います。2,400万円というお金のことでですけども、私は理由はわかりませんが、そういう契約をしたらそれこそ南栄下白石線の裁判じゃありませんけど、当然訴えようと思えばどうなるのかな。市がお金を払って、その分訴えるんだったら訴えの提起にひっかかるんじゃないかなと私思いますけども、それもそれですし、意地でも勝とうと思って膨大な弁護団を組んで、非常識な金額を支出したらそれこそ住民監査請求ですよ。常識の範囲というのがありますよね。

あの答弁を誰がしたんかわかりませんが、私、大願寺の平成23年12月議会でさっき山本先輩も言われましたけど、あのときには資料が非常に不足してました。審議も非常に急いだ気がしました。私は委員会が違いましたからほとんど何も言えずに傍聴してましたけど、あのとき私ここで何を言ったか正確には覚えてません。しかし、品格と言った気がします。大竹市がそれこそ二十何年にわたってやるべきかやらざるべきか、ずっと考えたわけですよ。その前に座ってるお二人の中に私の同級生が言った言葉があります。今、市の幹部にいる二人、一人は大願寺をやったら大竹市はつぶれると言った。もう一人は大願寺をやらんかったらつぶれると言った。そのぐらい大きな話だったんですよ。あのときの23年の12月議会の最後に市長は卸場川かな、住宅開発から始まってと言われました。私その後すぐ、夜のあれ何ていうんですかね、反省会、打ち上げですね。あの場で同席している方に聞きました。一人は要するに玖波青木線を広島岩国道路と同時進行で用地買収するために、要するに片方は道路公団ですから潤沢なお金を持っています。片方は大竹市ですから、毎年補助金をもらっては少しずつしか進まない。そのときにどうしようというんで、今の大願寺のあたりですけども、今の大願寺の倍ぐらいの計画を当然当時はいろんな今とは経済情勢というか、社会情勢が違いますから、あそこに大きな住宅地をつくる計画をどこまで実行する意思があったかわかりませんが、そういう計画を県と一緒につくったと。そこに出入りするといいますか、その住宅に関係する道路としてまとめて予算をもらった、補助金をもらった。それで今、最近木を刈って、よくわかるようになりましたけど、高速道路と玖波青木線というのは全く並走してますね、あそこは。それができたんだという話を聞きました。

それがあったがために、ある意味基本計画があったんで乗りやすかったんかもしれませ

んけども、弥栄ダム絡みの水のやり場に関して、国やら県やら市やら絡んできて東栄を埋めることになったり、いろんなことがあったわけですけど、とにかく二十何年間大竹市にとって最大の問題だったわけです。その1番最後のシーンであれよあれよという間に終わってしまいました。だから私あのときは品格という言葉を使った気がします。これだけ市民を騒がせて、これだけ心配をかけて、まあ期待もあったかもしれませんが、その中でそういう経緯を踏まえてきたものが、あの終わり方は何だという気が正直しました。

そういうものがあって、現在のいろんな状況になってるんですけども、それは本来であれば議会できちんと物事がオープンにされて、物事が決まっていくというのが理想ですけども、それができなかった以上、私は裁判の場でやるということには全く抵抗はありません。国民の権利ですから。その2,400万円はちょっと御免こうむりたいですけども、それはそれでいいんじゃないかと思います。

司法がどこまできちんと物事ができるか、逆に裁判に参加することによって、一国民として司法というものを評価してみたいと思います。そういう意味で弁護士さんをお願いすればあのぐらにかかるでしょうから、それはそれで私は賛成したいと思います。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 8番です。私、今回の補正予算に賛成の立場で意見を付して賛成をしたいと思います。

行政訴訟というのは、その自治体の居住している住民が誰であっても提起することができます。3月11日の総務文教委員会における訴訟の弁護士費用の補正予算審議において、今回の行政訴訟に参加した議員を告訴するという恫喝が行われました。私たちは行政の不備に対して法令に違反がある。したがって地方自治法第242条第1項にのっとり、住民訴訟の前置きとされています住民監査請求を提起し、その後、地方自治法の規定で住民の権利である行政訴訟を提起したものであります。

行政のとるべき態度として真摯に受けとめ、司法の場で堂々と主張を述べられ、正当性を主張するべきであり、行政訴訟に訴えられた住民を裁判に訴えろとの脅しは少なくとも行政側の態度としてとるべきではありません。まさに先ほどの指摘もありましたように品格も品位もないものと言わざるを得ません。市民に向き合い、真剣な議論を司法の場で行うべきであります。私たちはこのような法令を無視した市民の損失が大竹発で全国に展開されるようなことがあってはならない。起こされてはならないとの一念であります。

しかも争点は簡単・明瞭であります。行政は平成23年10月31日に田原総合鑑定所から7億1,300万円の鑑定評価額と売却予定価格13万2,000円の評価書を受け取っていたにもかかわらず、その評価書を議会に示さず、市長が計算式も明らかにできない3億3,777万8,342円の予定価格と3億5,000万円の応募価格を示し12月12日に議会に諮ったもので、議会の議決は適正な対価ではなくして、譲渡することを許可する地方自治法237条2項の議決ではないから大竹市議会が認めたことにはならないとの主張であります。

今回の訴訟で最も重要なことは住民が多大な損失をこうむるようなことを認めてはならないということでありまして。今回のようなことがまかり通るようなことになれば、住民は

公然と多大な損失を受けることになります。鑑定評価額の半額以下で市民の財産が売却されるようになれば、特定の企業や人物や団体が不純な利益を受けたり、行政がゆがめられて、市民の損失がとめどもなく拡大することにもなりかねません。

私たちは司法の場で今回の土地売却が正当な理由なくして市民に負担を強いるものとの判断をいただき、二度と市民が損失を受けることのない判断を勝ちとる。日本全国の自治体の市長に警笛を響かせるものであります。行政訴訟に訴えた者として裁判費用を認めないということではいけません。司法の判断を仰ぐことで自治体が暴走できない制度の確立を私たちは求めているのであります。

いま一度、繰り返します。今回の行政訴訟は大竹市から全国の自治体住民の負担をつくり出す原因をつくってはならない。大竹市民のみならず全国の地方自治体住民が、安心・安全な生活を保障されるための提起であります。したがって、法廷の場で意見を述べられ、司法の判断を受けるためには当該予算は必要なものであり、補正予算に賛成するものであります。以上、意見を付して賛成といたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 議案第38号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第2、議案第38号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、上野克己議員。

### 生活環境委員会議案審査報告書

平成25年3月11日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

### 記

| 議案番号   | 件 名                  | 審査の結果   |
|--------|----------------------|---------|
| 議案第38号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | 原 案 可 決 |

平成25年3月11日

大竹市議会議員 西川 健三 様

生活環境委員長 上野 克己

〔生活環境委員長 上野克己議員 登壇〕

○生活環境委員長（上野克己） それでは、去る3月11日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案1件につきましては、同日に委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

議案第38号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、「国民健康保険が広域化されても今回の軽減措置はそのまま生かされるということになるのか、また広域化についての作業はどこまで進んでいるのか伺う」との質疑に対しまして、「今回の改正は国民健康保険法施行令の改正に基づき全国的に改正されるものである。広域化の場合にも基本的には踏襲をされていく改正である。

また、広島県の広域化等支援方針改定案の主な部分は保険財政共同安定化事業を国の案では、平成27年度から全ての医療費を対象に実施をするということであるが、広島県の案としては一年前倒し、平成26年度から実施するとされている。その際の拠出金の算定方法については所得割を導入するということが掲げられている。

そのほか、収納率を市町ごとに設定をすることや県内の保険料の算定方式を3方式に変更していくことが挙げられている」との答弁がございました。質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第13〔一括上程〕

- 議案第 1 号 平成25年度大竹市一般会計予算
 議案第 2 号 平成25年度大竹市国民健康保険特別会計予算
 議案第 3 号 平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
 議案第 4 号 平成25年度大竹市農業集落排水特別会計予算
 議案第 5 号 平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算
 議案第 6 号 平成25年度大竹市土地造成特別会計予算
 議案第 7 号 平成25年度大竹市介護保険特別会計予算
 議案第 8 号 平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 9 号 平成25年度大竹市水道事業会計予算
 議案第 10 号 平成25年度大竹市工業用水道事業会計予算
 議案第 11 号 平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（西川健三） 日程第3、議案第1号平成25年度大竹市一般会計予算から日程第13、議案第11号平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。
 本11件に関し、委員長の報告を求めます。
 予算特別委員長、北林隆議員。

予算特別委員会議案審査報告書

平成25年3月11日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|-------|-----------------------------|---------|
| 議案第1号 | 平成25年度大竹市一般会計予算 | 原 案 可 決 |
| 議案第2号 | 平成25年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | 原 案 可 決 |
| 議案第3号 | 平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計予算 | 原 案 可 決 |
| 議案第4号 | 平成25年度大竹市農業集落排水特別会計予算 | 原 案 可 決 |
| 議案第5号 | 平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算 | 原 案 可 決 |
| 議案第6号 | 平成25年度大竹市土地造成特別会計予算 | 原 案 可 決 |

十

| | | |
|---------|------------------------|---------|
| 議案第 7 号 | 平成25年度大竹市介護保険特別会計予算 | 原 案 可 決 |
| 議案第 8 号 | 平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | 原 案 可 決 |
| 議案第 9 号 | 平成25年度大竹市水道事業会計予算 | 原 案 可 決 |
| 議案第10号 | 平成25年度大竹市工業用水道事業会計予算 | 原 案 可 決 |
| 議案第11号 | 平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算 | 原 案 可 決 |

平成25年 3 月15日

大竹市議会議長 西川 健三 様

予算特別委員長 北林 隆

〔予算特別委員長 北林 隆議員 登壇〕

○予算特別委員長（北林 隆） 去る 3 月11日の本会議におきまして、私ども委員 8 名で構成されました予算特別委員会に御付託いただきました平成25年度大竹市一般会計予算ほか 10 件の議案につきましては、13 日から15 日の三日間、委員会を開催し、その結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして御報告申し上げます。

3 月11日の本会議終了後に開催されました第 1 回予算特別委員会におきまして、不肖私北林が委員長に、細川委員が副委員長に互選されました。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

審査の内容について御報告申し上げますが、三日間にわたる質疑応答や意見など膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますが御了承いただきたいと思います。

それでは、初めに第 1 款議会費でございますが、「議会事務局は地方自治法により、議会の事務を行い、議会の機能発揮を支えている。地方分権一括法の施行により、自治体の長はこれまで以上に強力な権限を持つこととなった。議会として監視機能に加えて、政策立案機能をサポートしていくためには議会事務局の機能強化が必要と考えるが、どのように認識しているのか伺う」との質疑に対しまして、「監視機能に加えて、政策立案機能を高めていくためには、議会事務局のより一層の機能強化が必要と考えている。支える世代が減少し、ますます厳しい財政状況や社会環境を迎えようとしている中、行政全体の問題として捉え、職員の政策立案能力や企画立案能力を高めるための研修に力を入れていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第 2 款総務費では、「地域活動を後押しするためにいろいろな制度があることは大事だと思うが、NPO グループやコミュニティ推進協議会、自治会などの組織の活動に対し行政としてはどのような期待をかけているのか、予算書を見ても整理できない

部分があるので確認したい」との質疑に対しまして、「行政、個人、地域のそれぞれがどのような形でまちをつくっていくのか、今、具体的には示しづらい。新たに専門部署の自治振興課をつくり、事業を整理する中で、それぞれの役割を明確にしながらまちづくりを進めていきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「行政機関における障害者の法定雇用率は2.1%と定められている。大竹市の状況と今後の取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「現在は法定雇用率を達成しているが、平成25年4月から自治体に適用される率が2.3%に上昇することになっている。これにより、4月時点では達成できない見込みとなるため、身体障害者を対象とした採用試験を早急に実施していきたい」との答弁がございました。

次に、「木野集会所は、木野小学校の統廃合に伴い、まちづくりの拠点として建てられるものであるが、規模等はどのようになるのか伺う」との質疑に対しまして、「建物は270から280平米程度の木造平家建てを考えており、平成25年度内の竣工を目指している。市の設置管理条例で地区集会所として管理することとなるが、地元との協議の中では地区の外からも多くの人を呼ぶため、交流施設として活用することについて話を進めている」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、「福祉避難所はゆうあいホームとなっているが、他の場所への協力要請は行っているのか、また福祉避難所とはいえ長い間居させていただくことは難しいと考えるが、次の段階はどう考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「昨年指定するときに他の施設も検討したが、福祉避難所の対象となる施設ということで耐震性、バリアフリーや介護の対応ができるかなどの条件を勘案し、まずはゆうあいホームを選定した。他のところもこれから当たってみたいと考えている。なお、他の施設がない場合は通常の避難所の一部を福祉避難所のエリアにできないかなど、実際の運用についてのマニュアルを作成しやっていきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「民間保育所にも加配があるが市費での加配なのか、また、公立保育所の加配はつける場合の要件があるのか伺う」との質疑に対しまして、「民間保育所について、通常の保育委託料の中では配慮が必要な児童に対する保育士の加配の費用は算定されていない。通常の委託料の中で都合をつけて雇用をされているということになる。また、公立保育所の場合は配慮が必要な児童に加配をつけているが、そうであるかの判断は入所申し込み時に保護者からの聞き取りや申し出から医師の診断書の提出などを受け内容を見た上で、福祉課及び家庭児童相談員が児童の面接などを行い決定する」との答弁がございました。

次に、「住宅手当緊急特別措置事業についてはリストラなど、社会、経済環境が厳しくなっていく中、就労を求めていく制度と理解している。まず働くことが前提であり、そのことを支援していく制度だと思うが、努力したが果たせず断念し、生活保護の受給の対象となっていくということが懸念される。については利用状況や生活保護への移行の懸念など、どのように認識しているのか伺う」との質疑に対しまして、「住宅手当の利用者は平成24年度で5名おられたが、この制度は離職をされて次の職につくまでのつなぎの制度である。利用者の方については申請時から次の就職意欲が物すごくある方なので、住宅手当の受給中5名のうち4名が正社員として再就職をされた。そういう点ではすぐに生活保護にとい

う状況では実態としてはないと考えている。市福祉事務所に就労支援員もいるので、ハローワークとのネットワークを利用しながら住宅手当の受給者がすぐに生活保護に移行しないような支援を行っていきたいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、「平成25年4月から阿多田小学校が統廃合され、地域の核となる学校がなくなる。阿多田島に若い人が住んでもらうためにも地域医療について、どう踏み込んでいくのか。今後の阿多田診療所の展望を伺う」との質疑に対しまして、「阿多田島に診療所は必要である。若い人から高齢者まで島民が安心して暮らせるように可能な限り存続に向けて努力していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「剪定枝堆肥化事業及びふれあい戸別収集事業の補助金のごみ処理手数料の導入に伴う初めての事業であるが、内容を伺う」との質疑に対しまして、「この二つの事業については、シルバー人材センターへの国との補助事業として考えている。剪定枝堆肥化事業については、剪定枝の処理だけではなく運搬も行う。ふれあい戸別収集事業については、どうしてもごみ出しができない世帯について週2回ごみを戸別収集し、そのときに状況も把握する。今後リサイクル業務で拠点回収を配置するが、戸別収集をするときに拠点回収のボックスもあわせて回収する予定である。戸別収集は回収に行く時間も要望に応え、調整する予定である」との答弁がございました。

次に、「PM2.5については濃度が上がった場合に県から指示がないと注意喚起ができないのか、それとも市独自で素早く市民に注意喚起をすることができるのか伺う」との質疑に対しまして、「PM2.5については疫学的な調査も進んでいない。いたずらに広報することによって混乱を招いてもいけないと考えている。これから、国・県が基準等を改めて発表すると思うが、そういう中でどういう周知をするのがいいのか、今後の状況を見ながら判断していきたい」との答弁がございました。

次に、「総合計画前期基本計画の中でRDF施設の方向性の検討期間が平成27年度までとなっている。次世代の本市の処理施設について、27年度末から計画を立て建設ということになると時間がないと感じる。もっと早急に計画を示すべきであると考えているが、どのような考えであるのか伺う」との質疑に対しまして、「次の時代を見据えて、どういうごみの処理の仕方をするのか見通さなければならぬと考えている。小規模な本市ではどういうふうに効率を上げてやっていくのか、いろいろな選択を含めて早急に考える必要があるため、今、担当部署では検討をしている」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、「ワークライフバランスへの取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「平成20年9月議会において請願第2号としてワークライフバランスの実現に向けての取り組みが採択され、本市においても仕事と生活の調和の実現に向け、これまで保育所サービスの充実、子育て支援策、男女共同参画事業では各課で国の行政指針に即した事業を実施している。地方公共団体の取り組みとして明記されている住民の理解や合意の形成、企業の取り組みにおける支援策の促進を図っていくことについては、今後先進地や他市の取り組みを参考にパンフレットやリーフレットを作成し取り組んでいきたい」との答弁がございました。

次に、「労働契約法の改正の概要と市民への周知について伺う」との質疑に対しまして、

「昨年8月10日に改正が行われた労働契約法については改正点が3点ある。1点目は無期労働契約への転換である。有期労働契約が繰り返し更新される場合、通算して5年を超えると労働者の申し込みによって、期間の定めのない無期労働契約への転換ができることとなる。2点目として、雇いどめ法理の法定化がなされた。これは最高裁の判例を採用したことになっており、ある一定の場合には使用者の雇いどめが認められないこととなる。3点目として、不合理な労働条件の禁止がある。有期労働契約から無期労働契約へ転換するときに労働条件が不利になってはいけないこととされている。以上、これら3点については市のホームページに掲載しており、今後、市広報にも掲載する予定である」との答弁がございました。

続きまして、第6款農林水産業費では、「青年就農給付金150万円は新規就農直後の所得を支援するとうたっているが、何名分の予算か、また本市の農業の現状についてどのような感想を持っているのか伺う」との質疑に対しまして、「青年就農給付金は45歳未満の方が新規に就農したときに給付するもので、1名分の金額を計上している。なお、最大で5年間給付となる。現状については兼業農家がほとんどであり、農地面積の規模が小さく、高齢化も進んでいる。また、農家の人は自分が耕していきたいという気持ちが強い」との答弁がございました。

次に、「マロンの里は農産物の売り上げやイベント等を含めた利用者数が減ってきているが、マロンの里管理運営委員会は機能しているのか。市はどういうふうにかかわっているのか伺う」との質疑に対しまして、「マロンの里管理運営委員会ではマロンの里の機能強化や集客アップについて知恵を出していただいている。市も出席しており、取りまとめられたことは市のほうでできることはやっていこうと取り組んでいる。年々集客が落ちている中で、商品については常に新鮮なものを提供していきたいと考えている。緊急雇用対策事業で1名の臨時職員を新規に配置して、野菜の集荷やマロンの里のPRをしていく予定であり、一方、イベントにかかる費用の中でテント張りや片づけについては佐伯中央農業協同組合と市でやりたいと考えている。さらに、レストランみくらにおいては売り上げが伸びていない中、新たなメニューとして大竹高校の生徒が考案したレシピなど試行錯誤しながらメニューの開発に取り組んでいる」との答弁がございました。

次に、「養殖漁業技術開発支援事業補助金は事業者に直接研究開発の支援を行うことになるのか、その仕組みはどうなっているのか、またブランド化の成立は何をもって判断し、いつごろを目安にするのか伺う」との質疑に対しまして、「補助金の交付先は阿多田島漁業協同組合を予定しているが、実際の研究の委託先は漁協から高知大学に依頼する予定である。当大学はかんきつ系飼料によるブリのブランド化についてノウハウを持っていると聞いている。また、平成25年度において高知県の水産試験場で研究して技術的な確立をしていただき、平成26年度には阿多田島周辺でハマチの生育状況を実証する予定である。平成27年度に試験生産をして、レストランやホテルなどでの販売やPRをし、四年目から通常生産を目指す」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、「大竹市の観光名所、例えば錦龍公園、蛇喰磐、三倉岳、亀居公園などは点在しており、線でつながっていないので、観光客を取り込むまでに

は至っていない状況である。行政として観光に対する取り組みを強化することについて、考えを伺う」との質疑に対しまして、「まちの魅力をアピールするのに観光名所をつくり、人に来ていただくことは非常に大切なことであるが、本市は観光産業ということだけでなく、まちの魅力ということで考えたい。大竹には島も山も海もあり、素晴らしい場所がたくさんある。そういう魅力のある場所にまず市民の皆さんに行っていただける、憩える場所をつくることからスタートし、そして基盤を整備していきたい」との答弁がございました。

次に、「産業振興奨励金は平成25年度交付額が809万7,000円で、平成24年度に比べて392万円ほど増加している。増加の理由と奨励金は企業でどのように使われているのか伺う」との質疑に対しまして、「産業振興奨励金は増加した固定資産税額の算出の基礎となる課税標準額が一定以上増加した場合、企業に対して一年に限り交付する奨励金である。交付額は平成24年度は3件で約417万円。25年度は2件で約809万円である。使途については定められていない」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費は関連がありますので一括して審査をいたしました。本2款の審査では、まず「新聞の報道では国土交通省地方整備局が市町村などから要請を受け、都道府県や市町村道路にある構造が複雑な橋やトンネルを改修計画の作成から工事の発注、監督、完了検査までを代行するという制度を今国会に提出するとあるが、市としてどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「国からはまだ内容等が届いていない。決定したら国から市町村に説明があると思うが、その内容を見て検討したいと考えている」との答弁がございました。

次に、「公有財産購入費などは玖波駅西口の関係の予算と考えるが、進捗状況について伺う」との質疑に対しまして、「平成24年度については駅広場の契約を行っている。平成25年度については駅舎部分の用地買収や接続道となる玖波36号線ほか、青木線の用地買収費を計上している」との答弁がございました。

次に、「晴海臨海公園の整備に要する経費として平成25年度の予算が5億4,325万円である。平成26年度が4億345万2,000円ということが記載されている。整備の中で2億7,980万円の新たな負債が発生すると考えている。総合計画の実施計画に沿って行われていると理解しているが、メンテナンスの費用や、利用者がどの程度と想定しているのか伺う」との質疑に対しまして、「メンテナンスの費用については他市の公園の実例等を参考にし、公園全体ができた段階で植物の管理、下水、水道、電気料金を全て合わせて年間2,500万円という見込みである。利用者数については、野球場とテニスコートの完成時は約1万8,000人。全体の整備が終わった後には約10万3,000人程度の年間利用客があると見込んでいる」との答弁がございました。

次に、「大願寺地区について、現在、住宅がどの程度建設されてきているのか。また、定住促進のことを考えたときに、ハウスメーカーなどに本市のメリットをPRし、大竹に住んだらこういうよいことがあると、他市から住んでいただく仕組みが必要と思うが、どのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「大願寺タウンの住宅の建設について、地区計画の届け出件数が56件である。そのうち22件が市内の方。16件が市外の方となっている。そのほかはハウスメーカーの建て売りである。地区計画の届け出の後に建築

確認が53件提出され、実際に動き始めている。また、現在トータルとしての本市のメリットはアピールできていないが、今後大竹の魅力を大願寺タウンに住んでよかったという形でPRできるものなら行いたいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、「防災訓練実施事業は市民参加型とのことだが、訓練の趣旨などが伝わるよう工夫をしてもらいたい。訓練内容はどのようなものか伺う」との質疑に対しまして、「訓練は各地区の自治会、自主防災会と連携したものを考えている。訓練内容については各自治会等と協議し、その地区にどのような訓練が必要なのか考えていきたい」との答弁がございました。

次に、「化学機動隊の整備は中途半端なものでは困る。万が一の災害時に対応できるよう、どのくらい費用がかかるのか明確にして、整備計画を立てる必要があるのではないか」との質疑に対しまして、「まずは研修等により知識を得て、ソフト面から化学災害に対するレベルを上げていくことが第一目標である。その過程の中で各企業とのヒアリングや訓練を通し、どのような資機材が本当に必要なのか検証しながら、今後必要なものについては整備していきたいと考えている。また、特殊災害対応車といった小規模消防本部が単独でそろえることが厳しい高価な装備についても、コンビナートを抱える消防本部として国・県に支援をお願いしていきたい」との答弁がございました。

次に、「救急搬送の必要のない人を搬送しているケースが多いのではないかとと思われる。本当に必要な人に使っていただくための現場での工夫や市民に対する啓発の取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「大竹市消防本部では救急要請に応じて救急隊が現場に行き、病院への相談等により必要がないと判断した人については、話をして搬送を断るようになっている。平成24年度には全出場件数のうち、1割近くの不搬送があった。救急車の適正利用の啓蒙活動としては救急車にシールを張っている。また、機会があるごとに市民へお願いしていくことが必要と考えている」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、「玖波小学校の施設整備に向けてどのような作業が行われるのか伺う」との質疑に対しまして、「具体的な作業は業者が決まってからになる。前段階として地域への説明等を行い、その後に耐震化の方向性を決めていくことになる。基本構想の策定手法としては大竹小学校と小方学園がワークショップを開いて定めているので参考事例になると思われる」との答弁がございました。

次に、「奨学金返還免除制度を昨年度から実施しているが、何名が返還免除の適用を受けたのか。また、奨学金の採用が狭き門になったと思われるが、採用枠の拡大についてどのように考えるのか」との質疑に対しまして、「今年度の免除者数は32名である。奨学金の応募は例年20名程度で大体採用という形になっていたが、平成24年度は免除制度が始まったことから41名の応募があり、そのうち24名を採用した。現在のところは毎年20名程度の採用枠で進めていきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「防災機能の視点から給食センターの位置づけについて伺う。また、調理・搬送等を民間事業者へ委託しているが、災害時の対応は契約上どうなっているのか」との質疑に対しまして、「給食センターには自家発電設備や備蓄倉庫を有している。今後は防災機能を持った給食センターとして活用していきたい。なお、大規模災害時の炊き出しなど、

災害時の協力体制については、委託業務の仕様に入れている」との答弁がございました。

次に、「給食センターに変わることでアレルギー食対応ができなくなる小学生はいるのか。また、そうした児童がいる場合に保護者の理解は十分に得られているのか伺う」との質疑に対しまして、「現在アレルギー食に対応している学校は小方小学校である。卵、乳製品、小麦を除去しているが、給食センターにおいては小麦が除去の対象にならなくなる。よって、対象の児童は適用されないことになる。このことについては学校と保護者が協議して理解をいただいているとの報告を受けている」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費では質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず、「地方交付税については、平成25年度予算は平成24年度に比較し、7,934万5,000円減少している。地方公務員の給与費削減のために政府が地方交付税を削減したと報道等と言われているが、政府の考え方7.8%のカットに対し、今後の考えを伺う」との質疑に対しまして、「地方財政計画の中で臨時財政対策債を含めた地方交付税総額は前年度並みを確保しているということが示されている。本市では市債の臨時財政対策債の増と地方交付税の減を合わせて前年度並みと考えている。なお、給与の減額分については、まだ明確に示されていないため考慮はしていない。国は国家公務員の給与を7.8%特例措置で減額する措置をとっており、国から地方に対しても同様な措置をとるよう要請はある。しかしながら、本市は長年にわたり給与の削減をし、また現在も管理職については継続していることも考えて検討中である」との答弁がございました。

次に、「妊産婦健康診査県補助金が25年度にはないが、なくなったということなのか。また、一般寄附金の内容について伺う」との質疑に対しまして、「妊産婦健康診査の補助金は地方交付税措置により一般財源化されているということで、県の補助金もこれに合わせてなくなっている。また、寄附金については財団法人文化振興事業団の解散に伴う残余財産の処分の1,200万円と解散を予定している社団法人勤労者福祉港町会館が残余財産を市に寄附をするということで6,000万円を計上している」との答弁がございました。

次に、「市たばこ税が増額となっているが、その根拠を伺う。また、本市は市税の収納率が県下でも非常にいいと聞いているが、平成24年度も収納率が県で上位になっているのか伺う」との質疑に対しまして、「市たばこ税は平成25年4月1日から1,000本当たりの単価が4,618円から5,262円に値上げされる予定である。値上げにより若干消費量が減ると見積もっているが、それをもっても消費は根強く増加すると見込んでいる。また、収納率について、平成23年度は市税に関しては県内の市で1位であった。平成24年度はまだ確定していないが、同様に達成できると見込んでいる」との答弁がございました。

続きまして、歳入・歳出全般に渡る総括質疑では、まず、「社会教育施設等の再編の考え方が示されていく中、公共施設ということでは統一した住民サービスの提供がふさわしい部分もあるが、一方で大竹の特色を持つ、あるいは個々の施設はこういう特色を持つという区別をしたほうがふさわしい場合も考えられる。施設は設置して管理するのではなく、どういう戦術で運営・運用していくかが大切である。どのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「公共施設には設置目的があるが、これは施設をつくることではな

く、多くの市民の方に施設を使っていただくことを最終目的としている。計画を考えるに当たってはどのような施設が必要なのか、また有効なのかを考えるとともに、施設を使って何をしようとするのかまでも視野に入れて考えたい。なお、社会教育施設については、その目的を考えると収益の追求ではなく場の提供であり、それをいかに使っていただけるかを考えることと思う。今後は個人の趣味の追及ではなく、社会にどう貢献していくかという取り組みを進めたい」との答弁がございました。

次に、「子供が生まれ、育て育つまち、住みたいまち、また住んでよかったと感じるまち、よいまち大竹をつくっていく。それを具現化するものが総合計画の着実な実施であり、その実現には健全な行財政運営が求められる。市税収入の見込みでは平成24年度の55億2,000万円から平成29年度では46億3,000万円と約8億9,000万円減少している。主な要因は固定資産税の約7億8,700万円の減少である。そのうち、大手企業の固定資産税が約6億円減少している。これは大手企業の投資が市税に大きく影響を及ぼすということである。今後の景気の回復基調により、設備投資をしたとしても固定資産税など税収増に至るには後年度となり、その間の財政運営は厳しいと考える。については総合計画の着実な実施に向けた今後の行財政運営についての見解を伺う」との質疑に対しまして、「行政は収入でしか支出が図れないという大原則がある。大変厳しいことをお願いするような状況がここ数年は続く想定はしている。ただ、大竹の地で大手企業は生産活動を行い、また新規投資も確実にしている現状がある。そういうことを見据えながら新規の投資を着実にを行い、次の時代への芽をつくりながら、かつ財政は規律を守りながら運営を続けていきたいと考えている」との答弁がございました。

十

次に、「再編交付金を利用して基金の積み上げをしているが、基金残高の推移ではソフト事業をするための基金が減ってきている。基金は減るのがわかって積んでおり、減って当たり前ではあるが、ソフト事業は本市に今後どうしても必要な事業ばかりである。事業を継続して行っていくためには、この基金の減り方が気になるが、今後の基金の方向性などを伺う」との質疑に対しまして、「再編交付金の使い方については、「子供たちのために」を基本に考えながら、どうしてもやらなければならない事業ということで考えている。基金は仕組み上、一定の歳入額があるときに積んでおいて、少しずつ出しながら、また少なくなったときには積み増すという形になると考えている」との答弁がございました。

続きまして、特別会計及び企業会計予算の審査における主な質疑・答弁を審査した会計順に御報告申し上げます。

大竹市国民健康保険特別会計、大竹市介護保険特別会計、大竹市後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「本市の国民健康保険料の収納率は県内の他市と比べトップクラスということであるが、以前は国税庁のOBを雇用し成果が上がっていた。その後退職され、不納欠損が多くなっているように感じるが、現在の状況について伺う」との質疑に対しまして、「国保料の不納欠損の状況について、平成22年度と平成23年度を比べると400万円程度ふえている。平成23年度については時効を持って不納欠損としたものは極力少なくし、執行停止期間中に時効を迎えたというものが多くある」との答弁がございました。

た。

次に、「国民健康保険の広域化については、県内トップクラスの収納率などの独自の努力が広域化によって報われていくのか、基金の取り扱いも含め、広域化についての状況を伺う」との質疑に対しまして、「現在県から照会が来ている。1点目は保険財政共同安定化事業について、今は30万円以上の医療費が対象であるが、1円以上の全ての医療費に拡充して全県的に拠出・交付するという国は平成27年度からとしているが、前倒しし平成26年度から実施してはどうかということ。2点目は共同安定化事業の拠出金算出方法については、今は被保険者割と医療費実績割という二つの要素があるが、三つ目の要素として所得割を入れてはどうかということ。3点目は収納率の目標の設定について。4点目は保険料算定方法の統一化について、本市は4方式であるが、資産割をなくし3方式にしてはどうかということ。以上、4点の提示があった。担当課長会議で議論をし、今年度末に広域化等支援方針の変更をすることになる。基金の取り扱いについてはこれからの課題になると考えている。保険財政共同安定化事業から始まり、次に保険料の標準算定について進んでいくと考えている」との答弁がございました。

続きまして、大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計では、まず、「大竹港が活用され、岸壁使用料等が年々増加していると思われる。また、船舶給水だけのために大きな船が港を使っていると聞いている。船舶給水の状況について伺う」との質疑に対しまして、「平成23年度決算で、給水量8,977トン、利用件数が228件である。船舶給水のために寄港があったのは国内船の場合である。外国船は荷役のためにコンテナ船と石炭船が入ってくるが、その際には船舶給水があると聞いている」との答弁がございました。

次に「大竹港湾管理詰所は仮設の事務所だが問題はないのか。県への要望を含め、今後どのように考えているのか」との質疑に対しまして、「港湾管理詰所は広島県の野積場の一部を使用しているが、排水処理の関係もあるので建物を建築するということは難しいと考える。現在の建物が使えなくなった場合の対応は、今後の課題として検討したい」との答弁がございました。

続きまして、大竹市土地造成特別会計では質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計につきましては関連がありますので、一括して審査を行っております。

本2件の審査では、まず、「上水道、工業用水道施設、特に防鹿水源地の施設が老朽化している。命を守る水のことなので、計画的に改善していくべきである。早急に取り組んでいく必要があると考えるが、今後の方針を伺う」との質疑に対しまして、「上水道、工業用水道施設は老朽化しているため、昨年、水道ビジョンを作成し取り組んでいる。今年度、来年度の二カ年にかけて、水源池、配水池の耐震調査を行っている。その結果を受け、今後どういう形で改修するか検討し、提示したい」との答弁がございました。

次に、「水道事業会計、工業用水道事業会計は資金不足であり、今後は耐震補強や老朽化への対応などもあるため、さらなる厳しい経営努力が必要かと思われる。解決方法として、上水道では水道ビジョンに沿った対応、料金の改定、工業用水道では未売水企業債利息債、資本費平準化債の償還の仕組みについて検討することも考えられる。資金の調達、

財源の確保、今後の運営について長期的なビジョンになると思うが、現在での見解を伺う」との質疑に対し、「今後の運営について、水道事業においては使用水量が減少してきていることから年々料金収入が減少している。料金の改定も念頭に入れてはいるが、市民サービスが低下しないように慎重に、今後の施設更新等も考慮に入れながら検討していきたい。工業用水道事業については日本製紙株式会社の受水契約更新の申し込みがなかったため、平成25年度以降、税抜き約6,600万円の減収となる。現金が取り崩されていく状況となり、最悪資金ショート、現金預金不足ということになり、経営自体成り立たなくなる。いかに資金調達していくかは今後も県と情報収集をし、取り組んでいきたい」との答弁がございました。

続きまして、大竹市公共下水道事業会計、大竹市漁業集落排水特別会計、大竹市農業集落排水特別会計につきましては関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「ハザードマップの完成も近いが、雨水処理の計画との連動はどのように考えているのか伺う」との質疑に対し、「雨水処理の最終的な責任は上下水道局にあるが、小さな河川については土木課が担当している。一昨年から雨水計画の見直しをしてきており、この結果をもって来年度以降に事業計画の変更を行い、さらに詳細な検討を行った上で、適切な雨水計画を決定する。なお、雨水計画は内水の排除が目的であるので、ハザードマップが想定している津波や小瀬川の氾濫、外水の排除については対応できない」との答弁がございました。

次に、「公共下水道会計の今後の見通しを見ると、単年度収支では安定しているように見えるが、近い将来資金ショートの可能性もあると考えている。処理場またポンプ場も老朽化が進んでおり、計画的な更新も含め、長寿命化対策計画を策定中と聞いている。それには大きな資金が必要となり、収益的収支について減価償却が大きくなって、相当厳しい資金繰りで経営が大変になることを意味していると思うが、どのように考えるか伺う」との質疑に対し、「公共下水道事業については、国が一定の資金援助をするという制度がある。建設改良費の2分の1を国が補助し、その他については起債を立てる制度があり、また収益的収支の維持管理費については、料金収入により維持管理をするということになっている。平成19年度に使用料を改定し、それ以降、黒字で来ていたが、今後の見通しの中で平成27年度以降は収益的収支が赤字になって毎年金額が大きくなっており、使用料改定も検討する時期だと考えている」との答弁がございました。

以上で、全ての会計の質疑を終結し、討論に入りました。

一般会計では反対、賛成のそれぞれの立場で1名ずつの委員から討論がございました。

まず、反対の立場では「第5次総合計画策定時と比較して、社会情勢が早いテンポで変化しており、本市においても教育施設の耐震化対策、橋梁の手当て、大竹駅東口の開発、バリアフリー化の問題、さらに平成30年の契約切れになるごみ処理問題など、多大な費用がかかることが考えられる。また、引き継がれた数百億円の負債も現実であり、今までどおりの手法で事業を進めてはならないと考える。英知を集めた平成25年度予算であることは理解するが、次の3点が問題と考える。

1点目は晴海臨海公園整備事業の実施は新たな起債が発生する。財政の余裕が出るまで

の凍結も選択肢の一つである。この予算を玖波駅西口事業のエレベーター設置や教育施設の耐震化、そしてバリアフリー化対策への予算づけのほうが望まれる。2点目はごみ有料化について、細かいことが決められていないまま市民説明を予定している。先に住民説明をして問題点を出し、対策を立ててから条例を提出すべきであった。手順が逆である。3点目は大願寺造成地を3億5,000万円で売却することには反対してきた」との内容でございました。

次に、賛成の立場では「全国的な問題として人口が減少しており、本市も同じである。その中で何もしなくて、お金を使わなければいいのかということ、ある程度の事業費は使っても進めていかなければまちが死んでくると思う。大願寺地区は今すばらしくなっている。また、晴海臨海公園はインターチェンジも近く、小方のまちは本市の核になるとの立場から、もっと事業費は必要であると考え。総合的に考えると、現在進んでいる事業が進んでいかなければ本市のマイナスになる」との内容でございました。

討論を終結し、起立採決の結果、一般会計当初予算案は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、特別会計及び企業会計の10件について一括討論に入りましたが、討論はなく、簡易採決によりいずれも原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上が、予算特別委員会での平成25年度各会計当初予算案11件の審査経過の概要と結果でございます。3日間にわたった予算特別委員会では、委員各位による慎重かつ熱心な審査が行われ、円滑な運営を進めることができました。執行部におかれましては審査の過程で出されました意見や提案について、十分検討されて、予算執行されるよう要望いたします。

終わりに連日にわたって説明をいただいた執行部の皆さんに厚くお礼を申し上げます。以上で委員長報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、大井議員。

○2番（大井 渉） 議案第1号の平成25年度の一般会計予算につきまして反対の立場で討論を行いたいと思います。

今回の予算は一言で申し上げまして非常にフラストレーションがたまる、本市の再生あるいは活力、地域の成長が見えてこない。そういうふうな予算だと私は感じました。入山市長になられまして7回目の予算編成ということでございますが、その間にこのまちが何か明るい兆しが見えてきたかどうかということを考えてみましたが、税収は下がり、定住促進策もむなしく、人口も毎年300人ずつ減少しておりますし、雇用もふえないような

非常に特色もないまちになりつつあるのではないかと、このように思っております。このまちに住みたい魅力を感じさせない通り一遍の予算だと判断いたしました。義務的経費につきましては、これといって反対するところはありませんけど、投資的経費については優先順位が市民感覚と大きく乖離しているのではないかと思っております。特に財政の健全化、財政規律の重視をしていただきたいと思っております。

経常収支比率が非常に悪い中、限られた財源でございますので、利便性を重視した箱物ではなく、地域や市民の皆さんが安心して暮らせる住環境整備や地域の振興、成長戦略、そういうものがこの中にはほとんどないように思いました。特に晴海臨海公園にこのような大きな投資の野球のグラウンドが早急に必要なのか、先ほども委員長報告にもありましたように私は健全度が非常に低い、悪い、恵川橋などの橋梁の改修とか玖波小学校待避所の耐震化・強靱化など、人命にかかわるものが後回しにされた内容の予算だと思っております。2万8,000人のまちにシンボリックな箱物は、財源確保がちゃんとされ、将来負担が市民に大きく及ばない場合に限り行われるべきだろうと思っております。本予算は利便性を重視した事業が盛り込まれた予算であり、住みやすいまちづくりにはほど遠いものだと判断いたしまして、反対の討論といたします。以上でございます。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

3番、網谷議員。

○3番（網谷芳孝） 私は一般会計、特別会計、全て11件の会計審査を賛成の立場で討論させていただきます。

今、日本の国レベルでの少子高齢化、人口減少の問題はよく知られているところでございますが、本市、大竹市においても例外なく想像以上の速さで少子高齢化、または人口減少のスピードが進んでおり、少しでもスピードを緩め、またはストップさせるのが行政・議会の近々の課題だと私は思っております。そのためには何をすればいいのか、いろいろな施策・計画などさまざまなことが考えられますが、事業費などがかかるからといって何年も前からの計画を凍結して、様子を見ているか、またはある程度の事業費などがかかりますが、施策・計画などを実行し、ある程度の事業費はかかりますが、活力ある大竹市をつくり上げる努力をするか、私はもちろん後者のほうを選びたいと思います。

国政のほうでは昨年の暮れには政権がかわり、いろいろな政策・施策などが打ち出され、大変な株高・円安と政権交代前に比べ大変な変わりようでございます。要するに、ある程度の事業費などを投じてでも政策または計画を実行するのが必要ではないでしょうか。

本市も4月からは、もと大願寺、小方ヶ丘のほうでは大変な立派な校舎が完成し、小方学園、小方小・中一貫校が始まります。また、その前方の大願寺タウン住宅開発地区では予想以上の契約、販売が進んでいると聞いております。大変なにぎわいになりつつあるようでございます。児童生徒たちの教育的にも大変すばらしい環境になってまいりました。大変喜ばしいことと思います。また、大竹駅東口、晴海臨海公園、玖波駅西口と。または将来的には小方駅の実現化など、事業費などの予算化などいろいろな問題もありますが、少しでも早い完成実現に向け本市全体のにぎわい、活性化に向け、少しでも人口減少の緩和、または停止になればと思っております。

平成23年に策定されました第五次大竹市総合計画または「笑顔・元気がやく大竹」の基本構想に沿った施策または計画などを立て、行政と議会が協力しながら、住みたいまち大竹、住んでよかったまち大竹と目標どおりに思えるようなまちづくりになるよう実現しなければならないと思います。以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

4番、藤井議員。

○4番（藤井 馨） 私は、議案第1号平成25年度一般会計予算について反対の立場で討論させていただきます。

第五次総合計画立案時から2年になろうとしています。計画策定時と比較すると、社会情勢が速いテンポで変化してきていると思います。平成23年3.11東日本大震災や高度成長期につくられた施設が老朽化し、耐震化強度基準が変わり、多くの施設の改善が必要となりました。本市においても例外ではありません。教育施設の耐震化対策で100億円を要する試算が出ています。橋梁の早急な手当てが必要な問題。少子高齢化が急速に進みバリアフリー化の問題。さらにごみ処理問題は平成30年の契約切れになります。契約切れの前はどうするか方向を決定しなければなりません。市長のほうから御指示が出されているというふうにお聞きしましたが、まだ明確になっておりません。もし、本市に処理設備をつくるとなると莫大な費用がかかることが考えられます。別会計ではありますが、水道事業でも老朽化が進んでいることは既に指摘されているところでございます。さらに、市の保有する不動産や土地開発公社の管理する土地の価格はほとんどが簿価のままとなっており、財政の健全化を考えるなら、早い時期に実勢価格で評価するべきであると考えますが、難しいところもあるようです。しかし、いつまでもこのままではならないと考えております。この隠れた負債も大変なもので、ざっと考えただけでも数百億円の負債が存在しているのではないのでしょうか。

引き継がれた負の財産ですが、これが現実です。大変難しいかじ取りを要求されると思います。このような中、今までどおりの手法で事業を進めてはならないと私は考えております。英知を集めた平成25年度一般会計予算書であることは十分理解いたしますが、次の4点が問題と考えております。

1、晴海臨海公園整備事業を実施することにより、新たな起債が発生します。補助金が出るのだからチャンスと考えることもできますが、財政状況が苦しいのですから余裕の出るまで凍結するのも一つの選択肢だと考えます。今、9億4,600万円もかけて晴海臨海公園整備事業を進めることが私には理解できません。この予算を玖波駅西口事業でエレベーターの設置や教育施設の耐震化整備、そしてまちのバリアフリー化対策に予算づけすれば市民はどんなに喜ぶことでしょう。玖波駅は介護施設や西医療センターを利用される方が多いことが考えられています。JR利用者は和木駅で乗降しているのを御存じでしょうか。

2番目にごみ有料化についても、まだ細かいことが決められてないまま市民説明会を予定しています。例えば粗大ごみで5メートルの物干しざおを1本で捨てる場合と5本に切って捨てるのでは費用が違う計算になっております。また、応接セット等を一体でカウントするのかと細かい問題点が多く残されております。説明会で立ち往生する意見が出るか

もしれません。だから私は住民説明会を先にするように申し上げました。問題点を摘出し、対策を立ててから条例を出していただきたかったのでございます。審議の過程でも有料化に反対ではないと申し上げましたが、手順が逆であると訴えました。

次に、大願寺造成地を3億5,000万円で売却することに私は当初から反対してきました。

4番目に大竹市文化振興事業団は、この5月1日をもって解散となる予定ですが、今まで働いて来られた方を救済することに私は反対するものではありません。7名全てを選考により任用したことに問題があると考えます。選考任用というのは競争試験では求められない特殊な技能を持った方を選考で採用するというふうに私は理解しております。

以上の4点の理由で私は議案第1号平成25年度一般会計予算について反対の討論といたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

6番、児玉議員。

○6番（児玉朋也） 私は平成25年度大竹市一般会計予算並びに特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

4月1日公表予定の2013年3月の日銀短観では、大企業製造業の状況判断指数は大幅な改善を予想し、今後は企業収益が改善され、個人消費が好調となり、設備投資計画も穏やかに上昇するであろうと見込んでおります。また、世界最大の資産運用会社は日本経済の再生とデフレ脱却を掲げたアベノミクスが過去20年で初めて日本に希望をもたらしているとの認識を示し、日本経済は長いトンネルを抜け、その先に光が差しつつあります。本市においても大願寺地区に小方小・中学校移転による小中一貫校の開校。給食センターが竣工し、市内小・中学校への給食の実施、157区画の宅地の売り出しと若い子育て世代が住みたいまちづくりに確実に近づいております。次世代を担う人々が移り住み、個人消費が伸びていき、固定資産税、税収の増額も期待できるのではないのでしょうか。一般会計特別会計相互に厳しい財源確保の中でも新たに小方ヶ丘団地からの税収入も支援に加わり、大願寺地区造成事業の解決に向けた仕組みづくりとして一つ整いました。平成25年度予算編成は予算規模の縮小を行いつつも、将来に向けた財政需要の抑制のため施策が進められております。今までの総務企画部、市民生活部、都市環境部の3部制から総務部、市民生活部、健康福祉部、建設部の4部制に組織を変えて、健康保持に向けた予防、施策の長寿化対策、地域活性化の促進を図るための取り組みを行うための組織編成を行い、第五次総合計画に沿った予算編成が十分されていると考えます。今後は対象となる世代を拡充していき、安定したまちづくりのために再編交付金をもとに積み立てられた各種基金を有効に、計画的に活用し、小・中学校の教育環境の充実をさらに広げ、未就学児童、乳幼児等の保育所の環境整備の充実を期待して賛成の討論といたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 私は一般会計、特別会計予算に反対の立場を表明して討論させていただきたいと思います。

先ほど、児玉議員のほうから経済情勢についてのお話もございました。しかし、本当に

私たち庶民の中にアベノミクスが経済的な効果をもたらしているのかということについて非常に疑問を感じております。安倍政権の経済政策アベノミクスによって円安と株価の高騰は確かに実現をいたしました。しかし、先行期待の上滑り現象と消費税増税前の駆け込み需要がかつての不動産バブルを思い浮かべております。国税庁の民間給与実態統計調査によりますと、先ほどのお話とは逆の結果が出ております。サラリーマンの平均年収は1997年の467万円から2011年には409万円に約60万円も減少したと報告をしております。一方で、円安による輸入品の価格上昇は家計に打撃を与えています。ガソリンの値上がりには目をみはるものがあります。また、この春には電気・ガス料金や食品の値上げが相次いで予定されています。とりわけ政府が輸入小麦を売り渡す価格が4月1日に9.7%上げることを発表し、製粉各社が小麦粉の価格に転嫁。パンや菓子、冷凍食品にも影響があるとされています。また、電力各社と都市ガス大手4社も円安による原油などの燃料費が上昇しているとして値上げを予定しております。このように円安が家計を直撃し、庶民の生活に豊かさの実感はありません。経済情勢がこのような中で、本市においてもことしにおいてはごみの有料化が実施され、市民の負担が拡大することとなっております。ごみの有料化はごみの減量化が目的などと問題のすりかえでなく、堂々と値上げの理由を市民に説明をするべきであります。また、行政としてしっかりと市民に説明し、理解を得る努力をされ議会に諮るべきで、議会で決めてから市民への説明では行政の姿勢として正しくありません。大竹市のごみ処理費は近隣市町と比較して高額になっております。議会の議論でも明らかにされておりますが、ごみ処理施設の不備がごみ処理費の増大につながっており、施設の欠陥は以前から指摘されていたことであります。このような施設を設置した行政こそが反省すべきではありませんか。そういった意味において行政の不備を市民負担に求めるのではなく、行政こそが行財政の改革に積極的に取り組み、市民負担を軽減するべきではありませんか。そのような観点から私は市民負担の前に議会みずから議会費の削減を求めるように提案をいたします。

次に、大願寺地区土地造成支援基金条例について意見を述べたいと思います。このたびの大願寺地区の宅地処分が当初目標の10億5,400万円から3億5,000万円に減少したことによる資金不足分を補うために、基金条例による小方ヶ丘の固定資産税の税収の4分の1を土地造成特別会計へ繰り出すなど、本来市民生活の財源として使われるべき税収が起債の償還に充てられようとしております。この基金条例は平成20年3月に制定されたもので、東栄地区の工業団地からの固定資産税の4分の1を基金として積み立て、大願寺地区の土地造成特別会計の起債償還に充てるもので、当初の試算では平成27年度まで14億9,200万円と約15億円の繰り出し予定であったものが、今回の大願寺宅地処分の低価格による歳入不足を補うため、平成42年まで24億2,900万円の繰り出しと実に9億3,700万円も追加して繰り出すというもので、本来市民生活のサービスによる市民をサポートできる税収が一気に大願寺の起債償還に充てられます。また、今後開発処分が予定されております小方小学校跡地や小方中学校跡地の土地や建物の固定資産税も同じように土地造成特別会計に繰り出されることが予定されています。小方小・中学校跡地は28億円が見込まれており、予定どおりの価格で売却ができなかった場合は基金条例による繰り出しが上乗せされ、二重に

も三重にも市民の負担が上乗せされます。物価の高騰による市民生活が厳しい状況において、一気に市民に負担を負わせることによる解決ではなく負担を緩やかに少なくするためにも、大願寺の自然公園事業による繰出金 5 億円が終わる平成27年度以降に繰り延べ、市民の負担を軽減するべきではありませんか。そもそも今回の大願寺宅地処分は鑑定評価額の 7 億1,300万円を、議会に諮らず市長が決めた計算方式も明らかにできない予定価格を 3 億3,777万8,342円と定め、予定価格を上回っているからと 3 億5,000万円で売却したことに端を発しています。しかも、平成23年度の決算特別委員会で、市長は市職員から行政は鑑定士の鑑定評価でないと売れませんかとの忠告・提言を受けられたことを答弁されています。また、市民の皆さんから訴えられても、そのときはしっかりと受けて立ちたいとの決意まで述べられています。市民からの行政訴訟を覚悟されて決断されたということからすると、平成20年 6 月 5 日の大竹市議会本会議における廃プラスチック違法公金支出事件の判決、住民が一部勝訴を受けての入山市長の答弁「二度と同じ過ちは繰り返さないよう、市民との信頼を取り戻し、私自身は指導・監督の責務を自覚し、職員挙げて仕組みづくりをさせていただく」とのお話はどこにいったのでしょうか。しかも、この田原総合鑑定士の鑑定評価書では売却予定価格を13万2,000円と予定しておりますが、現状の大願寺地区の宅地売却価格はハウスメーカー分、あるいは建て売りをする分については私どもではわかりませんが、手元にある資料によりますと、坪当たり15万円から16万8,000円となっているのであります。7 億1,300万円の鑑定評価の販売予定価格が13万2,000円のもので鑑定評価の半額、3 億5,000万円で売却され、坪当たり15万円も16万8,000円もで売却されている。全区画は高いとは言いませんが、このような実態がありながら安価で売却することのしわ寄せを基金条例で市民に負担させることは納得がいかないものであります。本来からいいますと、鑑定評価額の半額でありますから、鑑定評価額の売却予定価格13万2,000円からすると 6 万6,000円ぐらいの坪単価で適正ではないかと私は思います。今年度から始まる市営住宅の指定管理者制度についても、市営住宅管理の重要な部分のサポート、利用者の人権問題などの重要な部分の管理を民間に委譲するもので、さまざまな問題があります。24時間365日の対応とされていますが、他自治体の指定管理者の実態から見れば明らかにその実態は電話による取り次ぎであります。最後に担当課が住民とのかかわりがなくなることで、住民へのサポートがないがしろにされるのでないでしょうか。

続いて、先ほどもお話がございました文化振興事業団の市職員採用について、お話をさせていただきます。私はこの議案についても事業団職員、平均年齢48歳、市職員として丸抱えすることは大竹市が取り組むべき行財政の改革に反すると反対をいたしました。当然、指定管理者等の外部の団体として存続を求めたものであります。大竹市はさかえ保育所や給食センターの民営化など、市職員の削減に努めてきました。その陰には多くの市職員が職場を無念の思いで去らざるを得ない決断があったことと思われます。その結果が平成24年度市職員303名となったのであります。しかし、その改革は文化振興事業団を抱えることで平成25年度は障害者雇用枠 1 名を加えると307名に増加をいたしました。市職員の募集では約20倍の競争率で高学歴の若者が応募をしております。このような若者にこそ門戸を開き、職員の若返りを図り、若者の定住に向けた施策をとるべきではないでしょうか。

大竹市は毎年度約300人ぐらいの人口が減少し、現在2万8,500人を割り込んでおります。人口が減少しているにもかかわらず市職員は増加するという、まことに奇妙な現象があらわれております。行財政に逆行することのない市政の運営を求めます。以上、予算にかかる基本的な部分について意見を述べ、反対討論といたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

10番、日域議員。

○10番（日域 究） 私は賛成ということで討論させていただきます。

予算ですから、反対というのは正直余り自分では関心しないんですけども、そのかわり二、三、注文をつけさせていただきます。こういうときによく出てくる総合計画ですけども、総合計画というものを何かあれに書いてあるからどうだこうだという意見が多いんですけども、まず1番に総合計画というものが今は余り法的な意味合いを持っていないというのがまずありますけども、それもそれなんですけども、私も常任の委員長だったからだと思いますが、委員会に出させてもらいました。物事決めますよね。まあいいやと思って余り発言しないんですけど、一カ所だけ、私が正直言いまして、言うべきだろうと思って本気でしゃべったことがあります。そうすると、市民の方が、市民側の委員が目をつり上げて猛反発してくるんです。でも、その議論をする時間なんかないわけですよ。私が何か言ったら物すごく反発されました。そうしたら、まあまあ、わかったわかったと言っても終わりです。その程度の集まりなんです。あれだけ大勢集めたら議論はできません。だから、無意味というわけじゃないですけども総合計画というのは総花的というか、これがあったらいいよね、あれがあったらいいよねというものを羅列したものですから、それを財源も考えずに決めたもんですから、だからそういう意味ではあってもいいわけですけども、あれに書いてあるからどうだこうだという議論に飛躍させたら、ちょっと間違いだと思います。それが1点です。

今度は小さいことです。今、時代がこういう状況ですから、本来民間がやっていた仕事を行政がやらざるを得ないという状況はちらちら出てますね。先日、非常に細かいことですけど、前飯谷の方から、バスが前飯谷の中まで入ってこない。2便しか入ってこないという話がありました。行ってやれやというのは単純な話です。それは行ってあげたらいいだろうなと思います。でも、その根っこに何があるのかなと思うんですけども、民間が本来やってきたことを市が民間がやらないから市の仕事としてやる。例えば、さっきの飯谷でいえばバス事業ですね。それから、阿多田とか栗谷の診療所の話があります。こういう場合に思うのが固定なんです。多分、バスの会社からしてみても、飯谷に入らないほうが楽でしょ。入ったらあんた運賃あげます。また、多少ふえるかもしれませんが、要するに何が言いたいかというと、お客さんがゼロでも一つも痛まないわけです。何で行政はああいう委託の仕方をするんですか。阿多田の診療所、あの御夫婦で年間2,400万円ですよ。毎月200万円も保証している。例えば、100万円を保証しましょう。そこから先は診療報酬分だけあげますという手がないですか。バスもこれだけは出します。これから上は運賃収入をあげましょうと、月々これだけあげます、だから運賃収入がふえたらそれだけあなたたち取り分がふえますよというやり方があるじゃないですか。今みたいにリスクを

全部行政が負うんだったら臨時職員でやったほうがよっぽどいいです。私には不思議でならない。結局、市の仕事をもらったら得をするんですよ。利権になってしまってるんですよ。そんなことしか考えられないんかって私思いますよ、正直言って。

それと最後に、これはちょっと別ですけども、小方小学校の跡地、あれは今から当然売却になるんだと思いますが、まさか大願寺と同じ方法になりませんよね。監理課長。あの土地を大願寺山と同じ方法で売る可能性があるから、これこれしかじかは開示できないとあなた言いましたよね。どういう権限で言うのか知りませんが、非常識にも程があると私は思います。さっき、山本委員があることをおっしゃいましたが、大願寺のことについて選定委員会の議事録、会議録、あれは請求したら不開示でした、最初は。2回目はその情報公開審議会かな。その審議会の答申で開示になりました。一つ思うのが、あの委員会のメンバーは要するによその人なんですよ。よそ者、若者、ばか者といいますけども、客観的に見たら、こんなもん出せるじゃんと思われたんだろうなと思います。大学の先生でしたよね。大竹市の事情に詳しい大竹市の中の人はずいぶん出にくいんだろうと思います。でも、この市役所というのは誰のものでもありませんよ、オープンですから。成功しようとして失敗しようとして市民が共同責任を負えばいいと思います。だから、そういう意味では情報は出してほしい。その中にさっき監理課長というのは役職を言っていましたけど、小方小・中学校の土地も大願寺と同じ手法でするかもしれないから、これは言えないんですよと私は説明を受けました。やっぱりまずいでしょ。そういうことは今後ぜひ気をつけていただきたい。そうしたらアベノミクスじゃありませんけども、もう少しはいい国になるかもしれません。ただ今、キプロスとかギリシャとかスペインとか大変な思いをしますけども、あれは経済学でいったらアベノミクスの結果ですから。だからアベノミクスがいいか悪いか、ただああいう大胆なやり方をしないともうこの地球上ではなかなかうまくいぐあいに回らなくなっているということであって、アベノミクスは私は賛成してますけども。あれの出口、結構大変なことが待ってますよ。当たり前ですけども。それを含めた上で賛成するのであればそこまでわかって賛成してほしいと思います。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 同僚の多数の議員から討論がございましたので、できるだけ重複を避けて端的に私なりの意見を述べて反対の立場での討論にしたいと思います。

まず、平成25年度、国・県・各機関の新しい制度のもとで、新しいいわゆる事業の展開も含めて私は全てを悪いとは思っておりません。しかし、これは分離して採決するわけはありませんから、私の意志としてこうあってほしいという問題に絞って意見を述べたいんですが、その一つにごみの有料化導入による市民負担が予定されております。私はこの問題をめぐって委員会でも協議会でも本会議でも数回にわたる市長との意見の交換なり、提案を含めて負担をさせる前の行政側の対応をしっかりとるべきだという立場での主張をしてきましたが、結果としては市長の思いは行政サイドで決めた案について、議会に諮れば議会が多数で了解してもらえということで説明の前に早々と議決に持ち込んだ経緯があるわけです。ここに私は今の行政と市民との間の大きな問題の理解の仕方、行政の進め

方の矛盾といいますか、あると思うんです。行政が決めたんだからこれが絶対だと。あとは執行して市民に従ってもらっただけだと。こういう態度がどうも見え見えのような気がするし、またそれを議会側も市長が決めたことだからいいだろうと。なるほどそういうことなら負担もやむを得んだろうというその部分だけで結論を出すという、私から言えば失礼かも知れませんが、追認機関の域を出ない姿勢だというふうに言わざるを得んです。しかし、今の時代の政治というのは基本的には市民の啓蒙なり、理解なり、協力を抜きにしてはなかなか実行が難しい時代になってきている。大竹でいえばこのごみの問題。だから、負担を求める前にどう減量化、資源化をするか、市民の知恵や協力を受けて、ここまでならやれるがこれ以上無理だということなら導入もやむを得んという結論になるかも知れませんが、そういうことをしないで負担ありきという、そういう手法が入山市政のもとで私はここに今の行政の実態が端的に示されていると思うんです。いろいろ先ほど来はこんないいのができたとか、晴海の公園ができるけえ明るいニュースだとかいうようなことをおっしゃるけど、しかし行政のあり方としては今、ごみ問題に集約されるような市民との対応はまずいと、こういうふうに思っております。10月から実施の前に大いに私も資源化、減量化のために市民への協力・理解を求める上での働きかけを大いに今から展開したいと思っておりますが、このことが一つ。

それからもう一つは、市長は先般の私の質問の中で新規開発事業や大型公共事業を優先的に実施するのではなくて、対応が迫られておる耐震不足の施設、構築物、あるいは老朽化した施設への対応を優先的に実施するべきだということを申し上げたんですが、今、手がけようとしている東口の開発にしても、これは30年も前からの話だというふうなことで今年度また調査費が900万円ですか、予定されておりますが、これは結局従来から予定されていた東口の開発をやるということを前提に組まれた予算であるし、調査をされると思うんです。しかし、この事業が具体的に事業費を必要とする時期にちょうど耐震不足の構築物や施設、老朽化した施設の更新と重なるわけよね。しかも、人口は今から5年かかるか6年かかるかわかりませんが、東口の完成の時期までにはさらに人口は減ると。費用対効果をどう見るかということになると、まずその調査なり事業評価監視委員会等への諮問を受けた後に動くというのが順序だと思うんですが、この監視委員会へ諮問するという、この時期は今年度中にやるかどうかかわらんというふうな話。今年度また、その日通が使う道路の拡幅ために事業費も組まれて実施することになっていますよね。だから、そういう事業のあり方そのものに私はどうも納得いかんのですよ。だから従来型の開発優先の行政のあり方、これはもう改める時期だと思うんですね。安倍首相は大いに公共事業を20兆も200兆も10年で使うんだというようなことをおっしゃっておりますが、そんなことを財政が保証できるかどうかということで心配する専門家も経済学者もたくさんおられますし、あえて言うならば、またそういうことをやって大きな負担を国民に押しつける結果にもなりかねないという心配もあります。政権がかわりましたから、また大型事業や新規事業への予算はもらいやすいかも知れませんが、耐震不足、強度不足のことに対する手当てをどうするかというのは大きな課題ですから、そこを一つ踏まえて取り組んでもらいたいというふうなことで一般会計については反対の立場を表明します。

それから、報告がありました国保のことについてちょっと触れておきたいんですが、従来から私は医療費の抑制の一つの方法としてジェネリックの普及を大いに取り組んでほしいということを申し上げてきて、今までの議論の過程では大竹市も他市に負けないように目標数値を定めて取り組むんだと、こういう答弁をもらったんですが、今のところ目標数値を出すところまで至らない。これは何か医師会との協議の上でじっくりいかんとはあるようですが、しかし今お医者さんの中でもジェネリックの普及、患者のためにこういう安い薬がありますよと。いわゆる後発医薬品ですね。これを処方箋を出して、薬局でもらうときにこういうものを患者に渡しておられる先生もあるんです。この中にはある薬ですが、狭心症というふうな持病をお持ちの患者さんに対して、一般的な意味の新薬では1錠が130円50銭するんです。その下に後発医薬品は薬価25円20銭があります。こういうことを書いておられるんですよ、お医者さんが。だから、こういう良心的といいますか、後発医薬品を普及させようという政府の側の働きかけもある今、大竹市内の医師、医療機関が取り組みれば大竹市でも200万円、300万円の医療費の抑制につながるんじゃないかと思うんです。こういうことを考えると、ここに大竹市が持病をお持ちの皆さんに比較的多く使われる薬の、これは6種類挙げておられるんですが、これに新薬とジェネリックの値段を併記しておられるんですが、残念ながらジェネリックにはどういう薬の名前だということを書いてないんです。新薬には書いてあるんです。だから、これを患者に発送してもわかりません。ここにあるお医者さんのほうがよっぽどわかりやすい。こういう薬品名の薬の値段はこれだけのがありますよと書いてあるんですから。新薬は高いんだけど安いのもありますというふうに親切に書いてある。だから、せっかく行政サイドから新薬からジェネリックに切りかえたらどうかということを患者さんに通知するのなら、もっと工夫があってもいいと思うんですが、これは全然ないです。これは4%程度の患者さんにこれ送付しとるわけですね。そういうことでぜひ医療費の抑制につながるこの問題について踏み込んだ努力をしてほしいということをあえて要望をしておきたいと思います。これは国保に関連しての意見です。

それから、最後に土地造成の問題ですが、私は議員在職、長いだけで余り役に立たんという批判も受けるんですが、しかし、この長い間の議員生活の中で土地造成特別会計ほど議会と市民をうそとごまかしで実施してきた事業はないんです。これ議事録、皆さんそんなことがあるかいのというふうに思われますが、議事録を読んでもらいたいと思うんです。それで、ここに今、席に座っておられる職員の皆さんの中でも、初めて大願寺の開発事業、これが議会に説明されたのは平成4年の3月予算議会ですから。冒頭でべらべら口頭で説明するだけで資料は何も出さない。事業費の総額はこれ何ぼじゃといって、大きな100億を超えるようなことをおっしゃるから、そんな大事業をやるのに口頭だけの説明じゃ、県と資料を出しなさいと言ってもらったのが初めてですよ。そのとき説明された職員もおられます。そのときには大願寺に土をただで出すじゃ、どうじゃというような話はしないんだから。県と協定書を結んで無償で出すというようなことは言わない。それで途中からバブルがはじけて、これ大赤字になるぞという段階で初めて土砂の問題が有償化か無償化かということが問題になりだした。その時にも有償化しますと。こう言い切って、本会議の

席でも説明されたんですよ。ところが結果は有償化どころか無償で出して、120億余も赤字を出したというのを今引きずっているわけですよ。だから、私はそういう過程でずっと行政との事業展開、その都度議論も交わしてきたし、意見の交換もしてきた一人ですから、大願寺の今の会計そのものに25年度に大きな事業があるから賛成とか反対ではなくて、この会計そのものがどれだけ今市民に対しても大竹市の財政の上でも大きな負担になつとる。そのことを考えるとこれはもう一般会計に移して、市民の目に十分届くようなそういう運営をすべきだと、こういうふうに思いますので、この特別会計については反対です。以上、長くなりました。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

13番、原田議員。

○13番（原田 博） 私は日程第3、議案1号平成25年度大竹市一般会計予算から日程第13、議案第11号平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算まで、予算特別委員会に御付託また審議いたしました11件の全ての議案に委員長御報告のとおり賛成の立場で討論をいたします。

まず最初に、第五次大竹市総合計画について、総合計画は今後10年間、いわゆる平成23年から平成32年までの今後10年間にわたり、まちづくりを行う上での最上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの目標と、その実現に向けた方策を示すものです。また、まちづくりの全般にわたる内容となっており、中長期的な展望に立って計画的また効率的な行政運営を行うための指針を示したものだとは自分は理解をしております。さて、国の財政状況が今後ますます厳しくなっていく中、このままの状態では税が減っていく、歳入の確保が難しくなっていく。本市も同様のことであり、相当の覚悟、また我慢をしなくてはなりません。旧態依然とした仕事のあり方、制度の踏襲では財政推計などからも、かねてから想定されていまして本年度以降の大変困難な財政状況を乗り切る、乗り越えることはできません。よいまちに向け、数々のまちづくりの施策を展開しながらも借入金の額を少しでも圧縮していくために財政規律を保つこと、効率的で効果的な事業運営など主体的な取り組みが前提だと思います。つまりは将来を見据えた未来との共生に立った行動、対応が私たちに求められています。それは市長が平成25年度当初予算案の提案理由で示されましたように、今の幸せだけではなく、次の世代に対し厳しい時代の到来を悲観するのではなく、行政や社会の仕組みを変えていくことにチャレンジし、住みたい、住んでよかったと感じるまち大竹を気概を持って皆さんと一緒にやってつくっていききたいとの思いは市長の今予算編成の底流にあるものと私は受けとめています。その実現は多くの仲間、市民の皆さんが共有するものであり、その達成に向け、市民、職員、そして私たち議員の責任、務めとしてそれぞれの立場、役割を十二分に発揮していくことが大切です。特に今予算案は健康保持に向けての予防、施設の長寿命化対策、地域活動の促進など、第五次大竹市総合計画、わがまちプランの重点取組方向を具体化することを意識した今後のまちづくりへの布石、仕掛け予算だと私は理解をしております。あわせてこの予算は総合計画、基本計画に定められた方針に沿って、また将来負担比率や全会計借入金残高の数値目標を勘案し、向こう3年間で重点的に取り組む施策を示された総合計画、実施計画に沿った連動したも

のであり、今後の本市のまちづくりの方向性を明記したものです。現実逃避できない大きな課題への取り組みへ向けて一步を踏み出す、とても重要な位置づけ、存在感がある予算です。私としても当事者としての責任を回避するつもりはありません。今後も市の議事機関、意思決定機関の一員として、さらには行政運営の監視、評価機能が発揮できるよう努力してまいることがを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、本11件のうち、議案第1号平成25年度大竹市一般会計予算及び議案第6号平成25年度大竹市土地造成特別会計予算を除く9件を一括採決いたします。

本9件に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本9件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本9件は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号平成25年度大竹市一般会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号平成25年度大竹市土地造成特別会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14 議案第40号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（西川健三） 日程第14、議案第40号教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第40号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。御承知のように教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律

で5人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち、教育長でもありました西尾裕次氏が3月31日付で辞職したい旨、申し出がありましたので後任の委員の任命について種々検討いたしました結果、現在小方中学校校長の大石泰氏が人格、識見ともに申し分なく、教育委員会委員として適任と考えまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。大石氏は昭和53年4月に広島県公立学校教諭に採用され、市内中学校教諭あるいは広島県教育委員会事務局指導主事等として勤務され、平成13年4月からは広島県広島教育事務所学校教育課長や教育指導課長、その後は広島県教育委員会事務局教育部指導第一課教育指導監として県の教育行政に携わり、さらに、平成19年4月からは大竹中学校校長、平成23年4月からは小方中学校校長として教育現場において、その手腕をいかに発揮されております。また、任期でございますが、前任者の残任期間である平成27年3月31日までとなります。以上、まことに簡単ではございますが議案第40号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号を採決いたします。

議案第40号教育委員会委員の任命の同意についてはこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって議案第40号はこれに同意することに決定いたしました。

それでは、ただいま任命の同意と決まりました方から御挨拶があります。

御紹介いたします。

大竹市教育委員会委員に就任されます大石泰氏でございます。

〔大石 泰氏 登壇〕

○大石 泰氏 教育委員の任命に御同意いただきまして、まことにありがとうございます。

職責の重さに身の引き締まる思いでございます。大竹で生まれ、大竹で育ち、大竹市内の学校で教鞭をとらせていただき、成長させていただきました私にとりまして、大竹の教育にかける思いは人一倍強いものと自負しております。夢や生きる力を育む学校教育の充実。豊かな人生を創造する生涯学習の推進に努め、笑顔・元気がやぐ大竹の実現に向け、また大竹を愛する人づくりに向け、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。何とぞ、議会の皆様方の御支援、御協力をよろしくお願いして挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（西川健三） 以上で紹介を終わります。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会は、去る2月28日に開会され、本日までの27日間、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございます。

平成25年度の当初予算を初め、いずれの案件につきましても、反対討論、賛成討論をいただき、多数決をもちまして原案のとおり議会の機関決定、議決を賜りました。心より厚く御礼を申し上げます。

なお、本会議並びに各委員会などにおきまして、皆様方からいただきました貴重な御意見、御要望、大切にしていきたいと思います。今、御意見の中で行政と市民との関係、御指摘をいただきました。行政では議会に諮らずに市民の皆さん方に諮るということができません。これからは行政と市民、また議会と市民の皆さん方とのあり方について真剣に考え、お互いが協議してまいりたいというふうに考えております。そして、職員は身をもって私を差しどめることがございます。議員からの御発言がありましたように、評価額以下で売ったときには裁判になる可能性がありますよということを御指摘をしてくださいました。でも、私は受けて立つとは申ししておりません。覚悟をしましょう。ただし、法律違反がな

いように丁寧に説明させていただきながら、その時々を弁護士と相談しながら決めていきたいと思います。ぜひ御理解をいただきたいと思います。

また、職員は議員の皆さん方からのいろんな非定常での御質問については、私に相談があります。私は議員の皆様方に丁寧にお答えするように申し述べております。それは職員は履行してくれていると信じます。でも、その説明をした中でのことを、公式の場で名を挙げて発表されますと、これからは職員の皆さんには議員の皆さん方からの御質問は機関を通して正式に申し出てくださいということを言わざるを得なくなります。議会との信頼関係を築いていくということは大切でございます。ぜひこのことについて御理解をいただきたいと思います。職員は非常に苦しい立場になってしまいます。真面目な職員を上手に働かせていただきたい。ぜひお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

今後、皆さん方のいただきました御意見につきまして、反映させていただきながら、丁寧に、そして市民の皆様方に対しましては、十分に説明をさせていただきながら運営してまいりたいというふうに思います。

大変、ありがとうございました。

○議長（西川健三） これにて、本日の会議を閉じ、第1回大竹市議会定例会を閉会します。

12時31分 閉会

(25. 3. 26)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月26日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 乃 美 晴 一

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

+